

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年3月24日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第9号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について
- 第2 議案第10号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第3 議案第11号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部を改正する規則について
- 第4 議案第12号 すみだ郷土文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第5 議案第13号 墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について
- 第6 議案第14号 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の計画期間延長及び改定時期の延期について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について(資料2)
- 第3 令和3年度就学相談委員会における審議判定結果について(資料3)
- 第4 副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について(資料4)

議案第9号

幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

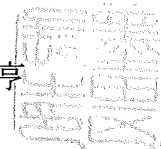
(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

3墨子施第2941号
令和4年3月11日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の
策定に伴う意見聴取について

幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項を策定したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、貴委員会の
意見をお聴きします。

記

1 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項
別紙のとおり

2 策定理由

幼保連携型認定こども園の教育課程を編成するにあたり、教育課程に関する基本
的事項を定める必要がある。



別紙

幼保連携型認定こども園2園の教育課程を策定するに当たり、教育課程に関する基本的事項については、「墨田区教育委員会の教育目標」及び「令和4年度における主要な教育課題」を準用して定めることとする。

平成20年2月4日
墨田区教育委員会決定

墨田区教育委員会の教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかななければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
- 人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
- ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

令和4年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

令和4年度重要課題

- ◆ 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動の具現化
 - ・ 改善された学習評価の観点に基づく「指導と評価の一体化」の推進を通じた学力向上
- ◆ GIGA スクール構想による一人1台端末を活用した教育活動の充実
 - ・ 一人1台端末を効果的に活用した授業改善と「わかる」「できる」授業の更なる推進
 - ・ やむを得ず学校に登校できない児童・生徒への ICT 機器を活用したオンラインによる学習指導
- ◆ いじめ・不登校の対策強化
 - ・ いじめの未然防止、早期発見・早期解決
 - ・ 不登校の未然防止、早期支援、早期の学校復帰・社会的自立に向けた支援
- ◆ 新しい生活様式を踏まえた教育活動の工夫
 - ・ 感染症対策の徹底と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果等を分析し、課題解決を目指した授業改善を行い、「ふりかえりシート」等を活用して、学んだことをアウトプットするなど、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、「互いの考えを出し合って話し合ったり、集団の中で教え合ったりする」などの学び合い活動を充実させることで、思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力の涵養を図ること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を徹底し、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い、学習内容の確実な定着を図ること。
- ・ 学校図書館の積極的な活用を通して、読書習慣を形成するとともに、図書館の資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、情報収集能力や情報活用能力を高めること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、保護者の協力のもとタブレット端末を活用しながら家庭学習の習慣化を図ること。
- ・ 学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして、観点別学習状況評価の観点の趣旨に基づき児童・生徒の学習状況を適正に評価すること。学習評価は、児童・生徒の学習改善につながるもの、教員の指導改善に生かせるものとし、指導と評価の一体化を実現していくこと。
- ・ 幼稚園では、主体的な遊びや生活での様々な体験を通して非認知的能力を育む。小・中学校では、各教科等の学習を通して、学びに向かう力の涵養や自己有用感の向上、道徳性の育成など非認知的能力を育み、知・徳・体の調和のとれた資質・能力の育成を図ること。
- ・ 各学校は、持続可能な社会の創り手の育成を目指した教育(ESD)を推進し、授業を通して児童・生徒のSDGs 目標達成への意識を高めること。また、実生活、実社会において課題解決ができるようにするため、STEAM教育の視点をもって教科等横断的な探究型の活動を行い、協働的に問題発見・解決する力を育成すること。
- ・ 主権者教育について、中学生区議会の取組の成果を校内で報告する機会を設定するなど、よりよい社会の実現を視野に主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育むこと。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所で学ぶ幼児期から、小学校、中学校卒業までの学びの連続性を踏まえた指導や幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の連携・協働を進めること。
- ・ 中学校の通学区域で分かれている10のブロックごとに教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。

(3) 英語力向上を図る取組の推進

- ・ 小学校外国語科と中学校外国語科の連続性を踏まえ、NT（ネイティブ・ティーチャー）を効果的に活用することなど英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーションの基礎となる資質・能力を身に付けること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。
- ・ 中学生の海外派遣による、外国の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来、国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、参加生徒による帰国後の報告会等で派遣の成果を広めること。

2 豊かな心の育成と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育の充実と、幼児・児童・生徒の自尊感情を育み、自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行うこと。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、物事を多面的・多角的に考え、議論する学習活動を展開し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、「道徳授業地区公開講座」等を通じて、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 墨田区いじめ防止対策推進条例や「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム（平成30年改定）」に基づき、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、「学校いじめ対策委員会」等で組織的に対応することを通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決に努める。
- ・ 児童会・生徒会による取組などいじめ防止に関する児童・生徒の主体的な取組を支援し、日頃からいじめをしない、させない、許さないとの共通認識をもつよう徹底させるとともに、家庭や地域の理解・協力のもと、いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 墨田区立学校不登校対策基本方針に基づき、「心の居場所」となる魅力ある学校・学級づくりを行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の見られる児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校間で情報を共有し組織的に対応するとともに、SC（スクール・カウンセラー）やSSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、自立支援教室、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰や社会的自立に向けた支援を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動の質と量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供すること。
- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、豊かな心の育成を図ること。
- ・ 外国につながるのある児童・生徒の文化的背景・生活習慣を十分に理解して指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター」と連携し日本語指導等の充実を図ること。

3 GIGAスクール構想による一人1台タブレット端末を活用した教育活動の充実

(1) 授業

- 一人1台端末の活用を図るための「授業改善ロードマップ」を踏まえ、一人1台のタブレット端末やICT機器を効果的に活用し、「わかる」「できる」授業を展開すること。また、「すみだタブレットの日」を設定し、タブレット端末を活用した授業を保護者・地域に公開すること。

(2) 特別支援教育、日本語指導

- 特別支援学級や特別支援教室、日本語指導等、個別に配慮を要する児童生徒の指導において、障害の特性に応じて音声教材を使用するなどタブレット端末を効果的に活用することにより、個別の課題に応じた指導の充実を図ること。

(3) 不登校支援

- タブレット端末を活用し、様々な事情により登校できない児童・生徒の学習習慣の確立を支援したり、相談活動を工夫したりするなど、心のケアを行うこと。

(4) 家庭学習

- タブレット端末を活用し、学習内容の定着を図るため宿題や予習、自習として個に応じた家庭学習の課題を提示するなど、家庭と連携して効果的な学習支援を行うこと

(5) 感染症不安等、非常時にやむを得ず登校できない児童・生徒への学習保障

- やむを得ず登校できない児童・生徒に対するタブレット端末を活用した健康観察やオンライン等による学習指導を行うなど、健やかな学びの保障と心のケアを行うこと。

(6) 情報活用能力と情報モラル指導

- 情報モラルを含む情報活用能力の育成とともに、区や学校が定めた利用のルールや約束を守る指導を徹底し、家庭と連携して児童・生徒が適切に端末を取り扱おうとする態度を育てること。

4 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- 「社会に開かれた教育課程」の理念を取り入れ、学習指導要領の趣旨・内容を保護者や地域の方々と共有し、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を推進すること。
- 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を通じて、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- 防災に関するデジタル教材を活用した授業や避難訓練や中学校の普通救命講習等を体系的に位置付けて実施し、安全教育を通して「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を、児童・生徒の発達段階に応じて身に付けること。
- 東日本大震災や風水害等の教訓を踏まえた防災教育の一環として、様々な危機的状況を想定した地域との連携による訓練を実施する等、学校としての災害対応能力を高めるとともに、危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、児童・生徒の読書に親しむ習慣を形成すること。また、学習の基礎となる語彙力や表現力などの諸能力の育成につなげるようにすること。

5 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会後のレガシーの継承

- オリンピック・パラリンピック教育で育ててきたフェアプレー精神やボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての誇り、豊かな国際感覚などを基に、日常的な実践での健康増進に向けた取組や地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす取組など、共生社会の実現等に向けて推進してきた各学校(園)の特色ある教育活動をレガシーとして継続する。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域にゆかりのある人物についての授業を通して、郷土愛を深めること。
- 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や大空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

6 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 学校(園)で、各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を総合的・横断的に配列していくこと。
- ・ 学校(園)で、教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の実態や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、適切な実施及び評価を通じて常に改善を図り、教育課程の進行管理に努めること。
- ・ 学校(園)は、教育内容の充実を図るため、墨田区学校支援ネットワーク事業の活用など必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることを図ること。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者や地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者や地域に対し目標を共有して協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、自己評価及び中間評価等の学校評価を実施し、結果や改善策を保護者や地域に示すなどして教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校(園)は、学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、学校関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(3) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 校(園)長は、組織的な OJT 体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(4) 体罰や暴言、不適切な指導の根絶

- ・ 学校(園)は、外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導は人権侵害であるとの認識をもつことを徹底すること。

(5) 教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 学校(園)は、東京都教育委員会が作成する人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚を高め、危機管理意識の向上を図ること。
- ・ 学校(園)は、貧困や虐待、ヤングケアラー等の問題について、早期発見に努めるとともに関係機関との連携を早期に進めること。

(6) 新しい生活様式による教育活動の推進

- ・ 学校(園)は、国や都のガイドラインや「墨田区立幼稚園、小・中学校感染症予防に対応した教育活動の基本方針」等に基づき、新しい生活様式による教育活動を工夫する。基本的な感染症対策を継続的に実施するとともに、ICT 機器等を効果的に活用して教育活動を行うなど、幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることや学びの保障を図ること。

議案第10号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「墨田区に提出される申請書等の押印等の見直しに関する基本方針」に基づく押印等の見直しに伴い、所要の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第2号様式〔別紙1のとおり〕	第2号様式〔別紙1のとおり〕
第3号様式〔別紙2のとおり〕	第3号様式〔別紙2のとおり〕
第4号様式〔別紙3のとおり〕	第4号様式〔別紙3のとおり〕
第5号様式〔別紙4のとおり〕	第5号様式〔別紙4のとおり〕

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第2号様式【改正後】

扶 養 親 族 届							
年 月 日提出							
墨田区教育委員会教育長 宛				所 属			
				職	氏名		
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として、次のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right;">(証明書 通添付)</div>							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居別居	の別	職業及び年収	届出の事由及び年月日	※扶養の終期
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条に規定する扶養親族として認定する。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">職氏名</div>						年 月 日受理	
						年 月 日から支給	
						取 扱 者 等 認 印	
						課 長	係 長

(注) 1 添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。
 2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけ認定することができる。
 3 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。
 4 届出の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)及び事実発生の年月日を記入すること。
 5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。

第2号様式【改正前】

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

墨田区教育委員会教育長		様		所 属			
				職		氏名 印	
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として、次のとおり届け出ます。 (証明書 通添付)							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別別居	職業及び年収	届出の事由及び年月日	※扶養の終期	
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条に規定する扶養親族として認定する。 年 月 日 職氏名					年 月 日受理		
					年 月 日から支給		
					取扱者等認印		
					課長	係長	
					園長	副園長	

- (注) 1 添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。
- 2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけ認定することができる。
- 3 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。
- 4 届出の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)及び事実発生の年月日を記入すること。
- 5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。

第3号様式【改正後】

扶 養 親 族 異 動 届									
年 月 日提出									
墨田区教育委員会教育長 宛				所 属					
				職	氏名				
<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が異動したので、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">(証明書 通添付)</p>									
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居別居	の別	職業及び年収	異動の事由及び年月日	※扶養の終期		
<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職氏名</p>						年 月 日受理			
						年 月 日		{ から } { まで }	} 支給
						取 扱 者 等 認 印			
						課 長		係 長	
<p>(注) 1 添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけ認定することができる。</p> <p>3 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。</p> <p>4 異動の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)又は扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以上、離婚、死亡、就職等)を記入するとともに、これらの事実発生の年月日を記入すること。</p> <p>5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。</p>									

第3号様式【改正前】

扶 養 親 族 異 動 届

年 月 日提出

墨田区教育委員会教育長		様		所 属				
				職		氏名	印	
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が異動したので、次のとおり届け出ます。								
(証明書 通添付)								
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業及び年 収	異動の事由及び年月日	※ 扶養の終期		
幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。					年 月 日受理			
					年 月 日 { から } 支給 { まで }			
					取 扱 者 等 認 印			
					課 長	係 長		
年 月 日					園 長	副園長		
職氏名								

- (注) 1 添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。
- 2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が届の提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届だけ認定することができる。
- 3 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。
- 4 異動の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)又は扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以上、離婚、死亡、就職等)を記入するとともに、これらの事実発生の年月日を記入すること。
- 5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。

第4号様式【改正後】

給 与 減 額 免 除 申 請 書			
			年 月 日提出
墨田区教育委員会教育長 宛	所 属		
	職		氏名
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。			
給与の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由			
日 時		理 由	
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分			
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条第1項及び 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場 合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与 の減額の免除を承認する。 年 月 日 職氏名		年 月 日受理	
		取 扱 者 等 認 印	
		課 長	係 長

第4号様式【改正前】

給 与 減 額 免 除 申 請 書

年 月 日提出

墨田区教育委員会教育長 様	所 属					
	職		氏名	印		
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。						
給与の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由						
日 時			理 由			
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分						
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条第1項及び 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場 合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与 の減額の免除を承認する。 年 月 日 職氏名			年 月 日受理			
			取 扱 者 等 認 印			
			課 長	係 長		
			園 長	副園長		
			印			

給 与 減 額 整 理 簿

年 月 分

所 属		職員番号		職		氏 名
給与減額の対象となるべき事実						
月 日	勤務しなかつた時間の始期と終期	時 間 数	事 由	合 計 数	時 間 分	
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 日	時 分 から 時 分 まで	時 間 分		時 間 分		
月 間 計				時 間 分		
給与減額の基礎となる時間数				時 間		
勤務1時間当たりの給与額				円		
減額すべき給与の額				円		
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。 年 月 日 職 氏 名						

- (注) 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、例えば、病気のため早退等とその理由を記入すること。
 2 合計時間数欄には、その月の勤務しなかつた時間数の合計を、その都度加算して記入すること。
 3 給与減額の基礎となる時間数の欄には、月間計欄の時間の1時間未満を端数処理(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)したものを記入すること。
 4 勤務1時間当たりの給与額とは、幼稚園教育職員の給与に関する条例第21条の規定による額をいう。
 5 教育委員会の確認方法
 (1) その月分を一括して、次の給与期間において減額する場合
 その月の減額の対象となる事実につき、取りまとめて確認を行うものとする。
 (2) 給料の支給日前において減額の対象となるべき事実が生じ、その月の給与から減額する場合
 ア その減額分に関する事実につき、一度確認を行うものとする。したがって、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。
 イ 給料支給日後において、さらに減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入のうえ、確認を行うこと。
 ウ イの月間減額分とアの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。

給与減額整理簿

年 月 分

所 属		職員番号		職		氏 名					
給与減額の対象となるべき事実					合 計 時 間 数	取 扱 者 等 認 印					
月 日	勤務しなかつ た時間の始期と終 期	時 間 数	事 由	課 長		係 長		園 長			
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 日	時 分 時 分 まで	時間 分		時間 分							
月 間 計				時間 分							
給与減額の基礎となる時間数				時間							
勤務1時間当たりの給与額				円							
減額すべき給与の額				円							
幼稚園教育職員の給与に関する条例第18条に <u>規程</u> する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。											
年 月 日				職 氏 名						㊟	

(注) 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、例えば、病気のため早退等とその理由を記入すること。
 2 合計時間数欄には、その月の勤務しなかった時間数の合計を、その都度加算して記入すること。
 3 給与減額の基礎となる時間数の欄には、月間計欄の時間の1時間未満を端数処理(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)したものを記入すること。
 4 勤務1時間当たりの給与額は、幼稚園教育職員の給与に関する条例第21条の規定による額をいう。
 5 教育委員会の確認方法
 (1) その月分を一括して、次の給与期間において減額する場合
 その月の減額の対象となる事実につき、取りまとめて確認を行うものとする。
 (2) 給料の支給日前において減額の対象となるべき事実が生じ、その月の給与から減額する場合
 ア その減額分に関する事実につき、一度確認を行うものとする。したがって、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。
 イ 給料支給日後において、さらに減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入のうえ、確認を行うこと。
 ウ イの月間減額分とアの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。

議案第11号

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和4年度の曳舟幼稚園の運営において、4歳児学級を開設しないため、同園の4歳児定員の規定を削除する必要がある。

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表			別表		
幼稚園名	定員		幼稚園名	定員	
	4歳児	5歳児		4歳児	5歳児
緑幼稚園～第三 寺島幼稚園	〔略〕		緑幼稚園～第三 寺島幼稚園	〔略〕	
曳舟幼稚園	二	35名	曳舟幼稚園	<u>35名</u>	〔同左〕
八広幼稚園・立 花幼稚園	〔略〕		八広幼稚園・立 花幼稚園	〔略〕	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

すみだ郷土文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「墨田区に提出される申請書等の押印等の見直しに関する基本方針」に基づく押印等の見直しに伴い、所要の規定整備を行う必要がある。

すみだ郷土文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則

すみだ郷土文化資料館条例施行規則（平成10年墨田区教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1号様式	〔別紙1のとおり〕	第1号様式	〔別紙1のとおり〕
第2号様式	〔別紙2のとおり〕	第2号様式	〔別紙2のとおり〕
第3号様式	〔別紙3のとおり〕	第3号様式	〔別紙3のとおり〕
第4号様式	〔別紙4のとおり〕	第4号様式	〔別紙4のとおり〕
第5号様式	〔別紙5のとおり〕	第5号様式	〔別紙5のとおり〕
第6号様式	〔別紙6のとおり〕	第6号様式	〔別紙6のとおり〕

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第6号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館資料貸出申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 宛

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____

電話番号 () _____

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、資料の貸出を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、万一資料に損害を与えたときは、すみだ郷土文化資料館条例第5条の規定により賠償します。

記

貸出資料名	分類・収蔵番号	数	量	備考
利用目的				
利用場所				
利用方法				
輸送方法				
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日			
取扱責任者				

第1号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館資料貸出申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 様

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____ (印)

電話番号 () _____

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、資料の貸出を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、万一資料に損害を与えたときは、すみだ郷土文化資料館条例第5条の規定により賠償します。

記

貸出資料名	分類・収蔵番号	数	量	備考
利用目的				
利用場所				
利用方法				
輸送方法				
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日			
取扱責任者				

第2号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館資料貸出承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会



すみだ郷土文化資料館条例施行規則第2条第4項の規定に基づき、資料の貸出を承認いたします。

記

貸出資料名	分類・収蔵番号	数量	備考
利用目的			
利用場所			
利用方法			
輸送方法			
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日		
取扱責任者			

- 備考 1 貸出資料については、き損等がないよう責任を持って取り扱ってください。
- 2 貸出期間内でも、墨田区教育委員会が必要があると認めたときは、貸出資料の返還を求めることがあります。
- 3 貸出資料は、利用目的以外に利用しないでください。

第2号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館資料貸出承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会



すみだ郷土文化資料館条例施行規則第2条第4項の規定に基づき、資料の貸出を承認いたします。

記

貸出資料名	分類・収蔵番号	数量	備考
利用目的			
利用場所			
利用方法			
輸送方法			
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日		
取扱責任者			

- 備考 1 貸出資料については、き損等がないよう責任を持って取り扱ってください。
- 2 貸出期間内でも、墨田区教育委員会が必要があると認めたときは、貸出資料の返還を求めることがあります。
- 3 貸出資料は、利用目的以外に利用しないでください。

【別紙3】

第3号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館の文献等の閲覧等申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 宛

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____

電話番号 () _____

資料館の資料を(閲覧・撮影・複写)したいので下記のとおり申請いたします。

記

資	料	名	数	量	目	的	備	考

閲覧等希望日時

年 月 日

(A4)

第3号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館の文献等の閲覧等申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 様

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____ (印)

電話番号 () _____

資料館の資料を(閲覧・撮影・複写)したいので下記のとおり申請いたします。

記

資	料	名	数	量	目	的	備	考

閲覧等希望日時	年 月 日
---------	-------

第4号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館の文献等の閲覧等承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会

印

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、下記の資料の(閲覧・撮影・複写)を下記のとおり承認します。

記

資 料 名	数 量	目 的	備 考

閲覧等の日時	年 月 日
--------	-------

備考 1 文献等は目的以外に利用しないでください。

第4号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館の文献等の閲覧等承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会

印

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、下記の資料の(閲覧・撮影・複写)を下記のとおり承認します。

記

資 料 名	数 量	目 的	備 考

閲覧等の日時	年 月 日
--------	-------

備考 1 文献等は目的以外に利用しないでください。

第5号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館観覧料免除申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 宛

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____

電話番号 () _____

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、観覧料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

観 覧 予 定 日	年 月 日
代 表 者 (責 任 者) 氏 名	
免 除 を 受 け たい 人 数	人
申 請 理 由	

第5号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館観覧料免除申請書

年 月 日

墨田区教育委員会 様

住所(所在地) _____

申請者 氏名(名称) _____

(代表者) _____

電話番号 () _____

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、観覧料の免除を受けた
 いので、下記のとおり申請します。

記

観 覧 予 定 日	年 月 日
代 表 者 (責 任 者) 氏 名	
免 除 を 受 け たい 人 数	人
申 請 理 由	

第6号様式【改正後】

すみだ郷土文化資料館観覧料免除承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会

印

すみだ郷土文化資料館観覧料の免除を下記のとおり承認します。

記

観 覧 予 定 日	年 月 日
代 表 者 (責 任 者) 氏 名	
免 除 す る 人 数	人
備 考	

第6号様式【改正前】

すみだ郷土文化資料館観覧料免除承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会



すみだ郷土文化資料館観覧料の免除を下記のとおり承認します。

記

観 覧 予 定 日	年 月 日
代 表 者 (責 任 者) 氏 名	
免 除 す る 人 数	人
備 考	

議案第13号

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区教育委員会における緑の愛護について、適切な緑の維持管理が行われていることなど、職員の緑の愛護に対する意識が定着していることから、実情に応じた内容に見直すため、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
 区立小学校
 区立中学校
 区立幼稚園
 事業所

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程（昭和48年墨田区教育委員会訓令甲第1号）の一部を次の表のように改正する。

令和4年3月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、墨田区教育委員会の所管に属する施設の樹木及び草花（以下「緑」という。）の良好な維持管理を図るとともに、職員の緑化の意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>（緑の愛護の総括）</p> <p>第2条 緑の維持管理（以下「緑の愛護」という。）のため、緑の総括者を置き、<u>墨田区教育委員会事務局庶務課長</u>がこれに<u>当たる</u>。</p> <p>（緑の愛護の役割）</p> <p>第4条 <u>墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）第11条に規定する課等、ひきふね図書館及び墨田区立学校（以下「課等」という。）に属する緑については、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>緑の愛護を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>緑を見廻り、異常を発見したときは、速やかにその状況を課等の長に報告する</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この規程は、墨田区教育委員会の所管に属する施設の樹木<u>および</u>草花（以下「緑」という。）の良好な維持管理を図るとともに、職員の緑化の意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 緑の維持管理（以下「緑の愛護」という。）のため、緑の総括者を置き、<u>庶務課長</u>がこれに<u>あたる</u>。</p> <p>（緑の管理者）</p> <p>第4条 <u>緑の愛護のため、緑の管理者を置き、別表の者を充てる。</u></p> <p>2 <u>緑の管理者は、所管の緑について、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。</u></p>

<p><u>こと。</u></p> <p><u>(2) 緑への水やり、雑草等の駆除等軽易な手入れを行なうこと。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、緑の愛護に必要な措置を行なうこと。</u></p> <p><u>(緑の愛護についての情報共有)</u></p> <p><u>第5条 課等は、緑の愛護の意義を共有し、緑の愛護に必要な情報について、教育委員会における共有に努めるものとする。</u></p>	<p><u>3 緑の管理者は、総括者に対し、毎月10日までに、前月分の緑の愛護に関する月例報告を第1号様式により行なう。</u></p> <p><u>(緑の愛護員)</u></p> <p><u>第5条 緑の管理者の事務を補助するため、緑の管理者の下に緑の愛護員を置く。</u></p> <p><u>2 緑の愛護員は、緑の管理者が所属職員のうちから指名する。</u></p> <p><u>3 緑の愛護員は、緑の管理者の命により次の事業を行なう。</u></p> <p><u>(1) 緑を見廻り、異常を発見したときは、すみやかにその状況を緑の管理者に報告すること。</u></p> <p><u>(2) 緑への水やり及び雑草等の駆除等軽易な手入れを行なうこと。</u></p> <p><u>(3) 前各号のほか、緑の愛護に必要な措置を行なうこと。</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p><u>第7条 緑の総括者は、教育長に対して毎年1月、4月、7月及び10月にそれぞれ前月分までの緑の愛護に関する実績報告を第2号様式により行なう。</u></p> <p><u>別表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>種別</u></th> <th style="text-align: center;"><u>緑の管理者</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校</td> <td>学校長</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園長</td> </tr> <tr> <td>あわの自然学園</td> <td>学務課長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>教育長が別に命ずる者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1号様式 [別紙1のとおり]</p> <p>第2号様式 [別紙2のとおり]</p>	<u>種別</u>	<u>緑の管理者</u>	小中学校	学校長	幼稚園	幼稚園長	あわの自然学園	学務課長	図書館	図書館長	その他	教育長が別に命ずる者
<u>種別</u>	<u>緑の管理者</u>												
小中学校	学校長												
幼稚園	幼稚園長												
あわの自然学園	学務課長												
図書館	図書館長												
その他	教育長が別に命ずる者												

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から適用する。

〔別紙1〕

第1号様式

緑の愛護に関する月例報告書		
年 月 日		
庶務課長 様		
緑の管理者		
年 月の緑の愛護に関する月例報告を下記のとおり行ないます。		
記		
1 緑の事故について		
発 生 年 月 日	事 故 情 況 と 処 理 経 過	備 考
2 その他緑の愛護について		

〔別紙2〕

第2号様式

緑の愛護に関する報告書

年 月 日

墨田区教育委員会教育長 様

庶務課長

年第 四半期の緑の愛護に関する実績報告を下記のとおり行ないます。

記

1 緑の事故について

2 その他緑の愛護について

議案第14号

墨田区幼保小中一貫教育推進計画の計画期間延長及び改定時期の延期について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

すみだ教育指針の改定が1年延長となったことに伴い、墨田区幼保小中一貫教育推進計画の計画期間を1年延長するとともに、改定時期を1年延期する必要がある。

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の計画期間の延長及び改定の延期について

1 主旨

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」（以下「計画」という。）について、次期計画を令和4年度中に策定する予定であったが、計画期間（平成30年度～令和4年度）を1年延長し、令和5年度に改定を行う。

2 延長する理由

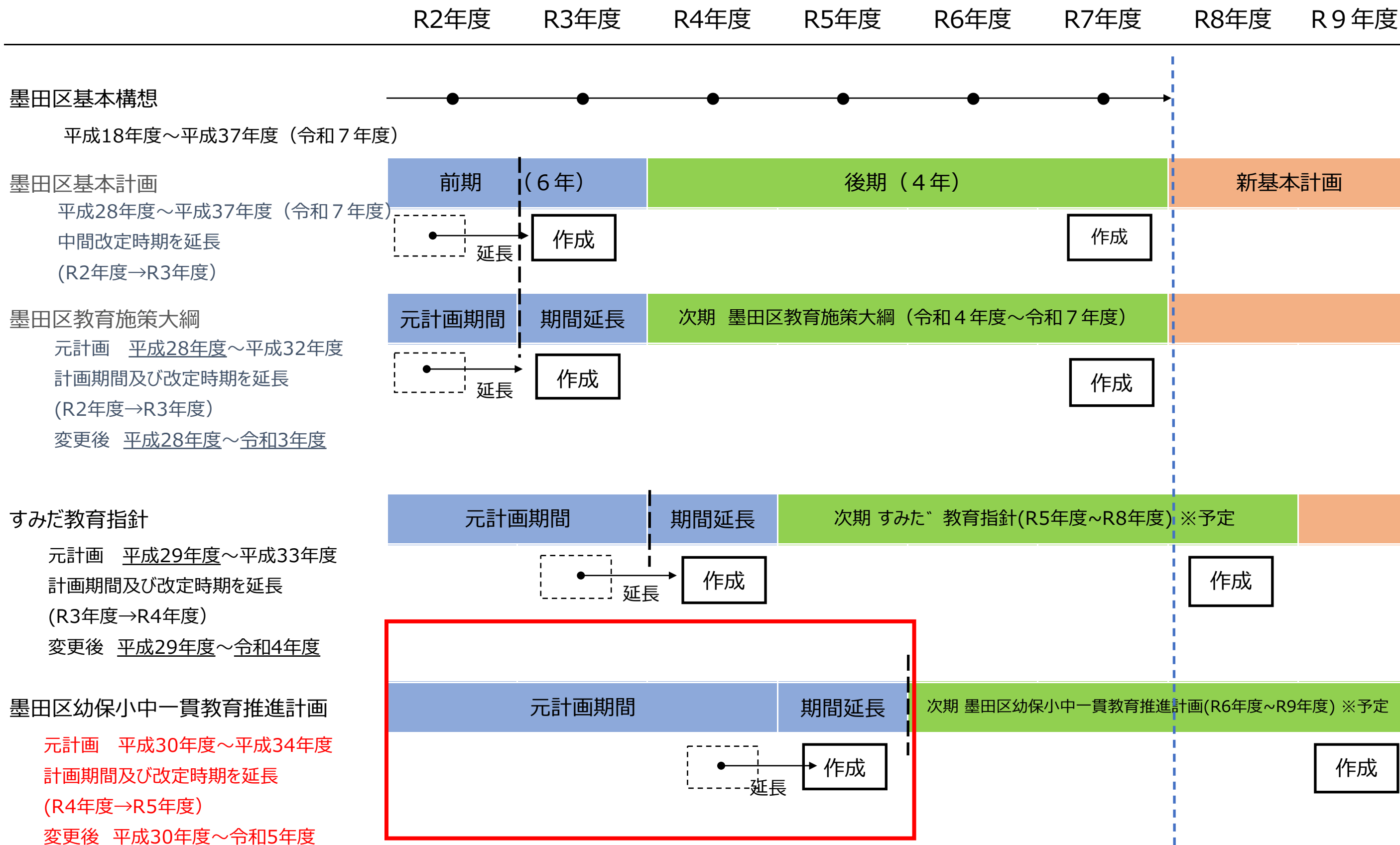
本計画は、幼稚園・保育園・認定こども園・区立小・中学校の異校種間での連携・交流を深めながら、就学前の幼児期から義務教育修了までの11年間を通じて、子どもたちの生きる力を育むことを目的に策定したものであり、計画期間を平成30年度から平成34年度（令和4年度）とし、「すみだ教育指針（教育振興基本計画）」の下位計画として位置付けられている。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大防止などの影響により、墨田区基本計画等の改定時期が延長されたことに伴い、「すみだ教育指針」の計画期間及び改定時期を1年延期することとした（令和3年10月1日教育委員会決定）。

このため本計画の改定に当たり、「すみだ教育指針」の改定内容との整合性を図る必要があるため、現行の計画期間を1年延長するとともに、改定時期を1年延期する必要がある。

3 計画期間の延長

	現行	変更後
計画期間	平成30年度～ <u>令和4年度</u>	平成30年度～ <u>令和5年度</u>



令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	新学習指導要領への対応									主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	①英語 ■海外派遣 利エンション ■外国語教育 研修会① ■幼・英語	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会②	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会③	■海外派遣 事前研修	■海外派遣 出発式 ■外国語教育 研修会④⑤	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会⑥ ■TGG(中)	■海外派遣 事後研修	■海外派遣 報告会 ■外国語教育 研修会⑦	■海外派遣 説明会 (学校対象)	■海外派遣 説明会 (保護者対象) ■外国語教育 研修会⑧	■R4 海外派遣 一次審査 二次審査	■R4 海外派遣生 決定	→	
	②教員研修 ■各種研修												→	
	③その他 ■GIGA スクール 構想における授業 改善	■学校ホ-ト 訪問 ■がん教育 認知症サポ-ター 普通救命講習											→	
										■主要な教育 課題決定	■教育課程 届出説明会		■教育課程 届出受理	→
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
実績	2月実績 ①英語 ・中学生海外派遣事業：一次審査結果通知、2月27日二次審査の実施 ・TGG(Tokyo Global Gateway(体験型英語学習施設))参加：2月14日 一寺小、15日 両国小、22日 中和小 ②教員研修 ・書面又はオンライン等に開催方法を変更し、感染症対策を講じた上で実施 ③その他 ・認知症サポーター：2月4日 四吾小、5日 三寺小、8日 錦糸小・小梅小、10日 梅若小、16日 菊川小、17日 八広小、 18日 柳島小、24・25日 二葉小、25日 三吾小 ・がん教育：2月1日 中和小、8日 三吾小、28日 寺島中 ・普通救命講習：2月19日 吾立中 ・GIGAスクール構想における授業改善：すみだGIGAスクール授業研究員授業研究 2月14日 吾二中 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和3年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	オリンピック・パラリンピック教育の推進								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	■オリンピック・パラリンピック教育											→	
	■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校の決定	■オリンピック・パラリンピック教育実施計画書の提出		■オリパラ観戦	→							■オリンピック・パラリンピック教育実施報告書の提出	
	■体力向上プロジェクト検討委員会					■計画書に基づく取組の推進						→	
												→	
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
実績	<p>2月実績</p> <p>■オリンピック・パラリンピック教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育活動にて実施 <p>■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢・未来」プロジェクト校：計画書に沿って実施（柳島小） ・アワード校：計画書に沿って実施（言問小、業平小） <p>■体力向上プロジェクト検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属校にて体力テストの結果分析、体力アップキャンペーン種目の検討 ・各校にて、都の体力テストの結果分析及び体力向上に向けた取組の実施 <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	3	事業名	学力向上新3か年計画（第2次）の推進									主管課	すみだ教育研究所		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画 学力向上の取組		<ul style="list-style-type: none"> ■国調査実施(5/27) ■マネジメント推進校決定、計画取りまとめ ■すみだスクールサポートティーチャー事業 ■チャレンジ教室 ■研究所ニュース発行 		<ul style="list-style-type: none"> ■区調査実施(6/8) ■マネジメント推進校訪問、予算配当 			<ul style="list-style-type: none"> ■区調査結果受領(2日) 	<ul style="list-style-type: none"> ■区調査結果分析 ■全体計画作成 ■学習ふりかえり期間 	<ul style="list-style-type: none"> ■都調査実施 ■学力向上ヒアリング 		<ul style="list-style-type: none"> ■調査結果を各校HPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ■区調査議会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■指導のポイントを各校へ周知 ■学習ふりかえり期間 		
										■放課後：秋			■放課後：冬		
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
実績	<p>2月実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学習ふりかえり期間の実施（1月12日から4月25日まで） ■マネジメント推進校（横川小、隅田小、梅若小、吾婦第二中、吾婦立花中） 学力向上に資するマネジメントの状況を確認 ■すみだスクールサポートティーチャー事業 放課後補習・授業支援等支援サポーターを各校へ派遣（2月実績：活動人数95人 ※R4.3.7現在確認数） ■チャレンジ教室 秋期：報告会の実施 冬期：1月第3週目から各校で放課後に2時間、9回にわたって実施（緑小、菊川小、第二寺島小、寺島中） ■研究所ニュース発行 <p>進捗：○</p>														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について

1 趣旨

令和4年3月31日付けで退任する学校医等に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝状を贈呈する。

2 被贈呈者

氏名	職名	学校名	年齢	勤続	退任年月日
たかはし まさひと 高橋 正人	学校医(内科)	第一寺島小学校	74	26年	令和4年3月31日

3 贈呈主体

墨田区教育委員会

4 贈呈方法

学校で校長等から贈呈する（感謝状：令和4年3月31日付け）

5 根拠等

ア 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第2条（2）「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」

イ 感謝状交付基準要綱細目基準

学務課4番「学校医・学校歯科医・学校薬剤師が退任又は死亡したとき」

6 その他

感謝状を贈呈しない退任者（敬称略）

氏名	職名	学校名	年齢	勤続	退任年月日
そえだ ゆきお 副田 行夫	学校薬剤師	吾嬬第二中学校	61	15年	令和4年3月31日

引き続き、本人を梅若小学校の学校薬剤師に委嘱するため。

令和3年度 就学相談委員会における審議判定結果について

1 就学相談について

		小学校 (件)	中学校 (件)
申 請 件 数 (うち取下げ件数)		2 1 4 (4)	7 1 (3)
判 定 結 果	特別支援学校 (知的)	2 4	3
	特別支援学校 (肢体)	8	0
	特別支援学校 (盲)	1	0
	特別支援学級 (知的)	2 9	2 6
	特別支援教室 (情緒通級)	1 1 0	3 5
	ことばの教室 (通級)	1 2	
	きこえの教室・難聴学級 (通級)	0	2
	通常学級のみ	2 6	2

2 転学相談について

(1) 小学校 20件

【判定結果】 特別支援学級 (知的) 14件

特別支援教室 (情緒通級) 1件

区外通常学級から特別支援学級 (知的) に転入1件

区外固定学級から特別支援学級 (知的) に転入3件

区外特別支援学校 (知的) から特別支援学校 (知的) に転入1件

(2) 中学校 2件

【判定結果】 特別支援学級 (知的) 2件

3 就学相談委員会開催回数

令和3年6月1日から令和4年2月22日まで 全10回

4 根拠等

墨田区就学相談委員会に関する要綱 第7条

副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について

1 趣旨

令和4年3月31日付けで退職する副校長に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条に基づき感謝状を贈呈する。

2 被贈呈者

学 校 名	氏 名	勤続年数	区年数 (勤続年数中)	副校長歴 (勤続年数中)
文花中学校	やすだ かずこ 安田 和子	37年0月	21年0月	4年0月

3 贈呈主体

墨田区教育委員会教育長

4 贈呈年月日

令和4年3月31日(木)